

オバマ政権におけるICTインフラ政策の形成過程

——重大局面としての重規制ルールの成立——

福 森 憲 一 郎

一 情報環境の積極的構築

本稿は、米国のICTインフラ事業者に対する規制ルールの形成過程において、なぜオバマ政権期に積極的な規制を可能にするルールが成立したのかを明らかにする。^① オバマ政権はICT政策を重視し、様々な成果を挙げている。^② 特に、ICTインフラ政策に関しては、学校や図書館、医療機関などの主要施設における高速インターネット環境の整備を促進するとともに、インターネット・サービスプロバイダ (Internet Service Provider: ISP) に対する規制ルールの強化を実現した。^③

オバマ政権におけるICTインフラ政策の形成過程 (福森)

一六七 (四一九)

ISPに対する規制ルールの作成は、米国連邦通信委員会 (Federal Communications Commission: FCC) によって行われる。FCCは、米国の放送事業に対する独立規制機関であり、米国内における通信インフラ政策に対して、公式の制度に基づく自律性を有している。FCCは、他の通信インフラと同様に、ICTインフラに対しても規制権限の獲得を目指してきた。オバマ政権において成立した規制ルールは、「ネットワーク中立性 (Network Neutrality)」という考え方に基づいており、中立的な情報通信環境を実現するために、ISPに対して一定の規制を求めるものである。

重規制ルールの成立に対しては、FCCの委員構成が政権与党の影響を強く受けることから、オバマ政権のICT政策反映されたものであるとの評価がなされてきた。しかし、重規制ルールの成立に対しては、オバマ政権のICT政策に対する積極的な姿勢のほかにも、規制権限が明確になっていたことと、ICTインフラに関する議論への注目が高まっていたことが影響を与えている。本稿は、第一に、重規制ルールの法的基盤として、FCCの規制権限がいかに示されたのかを明らかにする。第二に、重規制ルールの成立に対して、「ネットワーク中立性」に関する注目の高まりが与えた影響を明らかにする。

FCCは、新たな規制ルールを発表することに、ISPに対する規制の法的根拠を明らかにするとともに、ルールの具体的な内容を定めてきた。米国において「ネットワーク中立性」が問題となった理由としては、物理基盤をもつISPによって、コンテンツ事業者がコントロールされる可能性が生じたことが挙げられる。通信トラフィックのブロックを行った恐れのあるISPに対して、FCCは規制ルール (「インターネット政策声明 (Internet Policy Statement)」) を発表し、ISPに対して是正命令を行った。是正命令を受けた大手ISPは、裁判所に対してFCCの規制権限に関する訴えを起す。判決はISP側の主張を認めたために、FCCは再び規制ルールの作成に取り組むこととなる。

FCCが新たに発表した規制ルール（「オープン・インターネット命令（Open Internet Order）」は、命令の根拠規定として一九三四年通信法（The Communication Act of 1934）を定めている。新たな規制ルールの特徴は、ICTインフラ市場の拡大を考慮しながらも、ISPに対する規制を消極的なものに止める点にあった。軽規制ルールの有効性に関して、ISPが再び訴えを起こすと、裁判所はFCCによる命令自体の有効性は否定したものの、FCCのISPに対する規制権限は認めることとなった。そのため、FCCは判決を受けて新たに重規制ルール（「タイトルII命令（Title II Order）」）を発表する。

FCCが規制ルールを繰り返し発表するなかで、世論における「ネットワーク中立性」への関心も高まりを見せるようになる。その理由としては、ICTの利用拡大が進展したことにより、ISPによるコンテンツ事業者のブロックによって、一般の人々によるICT利用への影響が危惧されるようになったからである。二〇一四年のオバマ（Barack Hussein Obama II）大統領による「ネットワーク中立性」に関するコメントの発表は、ICTインフラの「ネットワーク中立性」という問題が広く認識されるようになった中で行われたものであった。重規制ルールが成立した背景には、「ネットワーク中立性」の議論を通じたICTインフラに対する注目の高まりがあると思われる。

本稿は次のような構成をとる。次節では分析枠組みを示す。本稿は、歴史的制度論を採用することにより、重規制ルールの成立を可能にした「タイミング」に注目するアプローチを示す。第二節では、FCCの規制ルールにおいて論点となった「ネットワーク中立性」に関する議論の展開をまとめる。第三節では、FCCの規制ルールが軽規制から重規制へと変化した過程を三段階に分けて分析する。特に、新たな規制ルールが発表されるごとに、規制ルールの具体的な内容がどのように変化し、また、重規制ルールの成立に対して、「ネットワーク中立性」に関する議論の高

まりがいかなる影響を与えたのかを明らかにする。最後に、「ネットワーク中立性」の観点から米国のICTインフラ政策を分析することに関して、どのような可能性と課題があるのかを示す。

二 分析枠組み——歴史的制度論

FCCに関する先行研究においては、独立規制機関として組織が持つ特徴に注目が集まってきた⁽⁴⁾。特に、ISPに対する規制ルールに関する先行研究は、発表されたルールの内容を分析するものが多く、規制ルールの形成過程に関する分析は少ない⁽⁶⁾。本稿は、歴史的制度論を分析アプローチとして採用することにより、重規制ルールの成立に影響を与えた「タイミング」に注目する。

歴史的制度論では、制度発展の歴史を明らかにするため、政治過程における時間という要素に注目し、その過程や偶発的に生じた重大な岐路を手がかりにする⁽⁷⁾。歴史的制度論において、制度は、公式的な制度や組織だけではなく、ルールや手続きなどの非公式の慣習も含む広範な概念を意味する⁽⁸⁾。制度がもたらす影響は、アクターの利益や権力配分の程度、さらには、アクターが関与する政策過程全体にまで作用する。

ピアソン (Paul Pierson) は、制度の「経路依存性」を示すことによって、過去の政策や既存制度の規定力や拘束力が、制度の形成過程に影響を与えることを明らかにした⁽⁹⁾。制度が形成される過程において、因果プロセスが一度作動すると、特定のパターンが再生産される。そのパターンが連続することによって、制度は維持されていく。偶発的な出来事が生じたタイミングによって結果は異なっており、また、選択が行われた配列や順番によって形成される制度は左右される⁽¹⁰⁾。

ピアソンによれば、政治は経済と比較した場合、経路依存性が強化される可能性が高い。⁽¹¹⁾ なぜなら、政治は公共財を供給する集合的行為であり、一度決定され制度化が進むと、その後に変更することは困難になるからである。制度の維持に対しては、政治制度の強制性やアクターの権限、権力非対称性や政治の多義性などが寄与する。特に、「タイムミング」は、政治制度の維持に大きな影響を与える。⁽¹²⁾ あるアクターが政治的空間に一番に登場した場合、自らに有利になる制度やルールを設計する可能性が高い。特定のアクターにとって有利な制度が定着した場合、後続のアクターによる参入は困難になる。

しかし、政策過程の分析アプローチとして、歴史的制度論に対しては様々な批判が行われきた。例えば、歴史的制度論を独立した立場として位置付けることへの批判や、⁽¹³⁾ 歴史的制度論がもつ説明力に対する批判が存在する。特に、因果関係を状況依存的なものとして位置付ける見方に対しては、制度の発展やアクターの行動能力を軽視していると批判が行われている。⁽¹⁴⁾ また、歴史的制度論は、制度変化のメカニズムが不明確であり、説明モデルとして未確立であることから、制度における変動の予測能力をほとんど欠いているとの批判がなされている。⁽¹⁵⁾

本稿は、歴史的制度論が様々な課題を抱えながらも、制度発生の特典におけるタイムミングの重要性を指摘する点に關して、分析アプローチとしての有効性があると考え。すなわち、本稿は、歴史的制度論の観点から重規制ルールの成立過程に注目することにより、規制ルールの成立自体が、単にオバマ政権や民主党の意向によって実現したものではないことを明らかにする。重規制ルールの成立に影響を与えた要因としては、FCCが新たなルールを発表したタイムミングにおいて、ISPに対する規制権限の法的根拠が示されていたことと、ICTインフラに関する議論に対して世論の注目が高まったことが挙げられる。

重規制ルールの成立に関しては、オバマ大統領の「ネットワーク中立性」に関する主張を維持し、FCCの規制権限を強化した点に関して一定の評価が与えられてきた。¹⁶ オバマ政権は当初からICT政策を重視しており、二〇〇九年一月に行われた第一期大統領就任演説においては、米国におけるテクノロジーの重要性を強調した。¹⁷ 特に、「ネットワーク中立性」を実現するためには、情報環境の基盤を構築するISPに対して一定の規制が必要であることを訴えてきた。

また、重規制ルールの成立は、オバマ大統領のみならず、民主党のICTインフラ政策に関する意向を表すものである。FCCはその委員構成において、政権与党が多数派であるため、政策内容も与党の影響を強く受ける。ICT政策に関しても、共和党と民主党の間における立場の違いは大きく、「ネットワーク中立性」のための規制ルールの内容も異なっている。共和党の場合は、規制によるイノベーションの阻害を危惧し、政府の介入は最小限に止めるという立場を採る。しかし民主党は、自由な情報交換を実現する環境を整備するため、積極的な規制アプローチを採る。オバマ政権における重規制ルールの成立は、「ネットワーク中立性」に関する当初からの民主党の意向に沿うものであった。

しかし、重規制ルールの成立に影響を与えた要因は、FCCを通じた政権与党の影響力だけではない。重規制アプローチを可能にした要因の一つは、規制ルールに対するコロンビア特別巡回控訴裁判所の判決である。FCCが規制ルールを発表する度に、ISPはその法的根拠に関して訴えを起こした。規制ルールの有効性が裁判において争われることにより、FCCはISPに対する規制権限の法的根拠を明確にする必要があったのである。オバマ政権期において重規制ルールが成立した背景には、FCCの法的な規制権限が示されていたということがある。

また、もう一つの要因としては、「ネットワーク中立性」に関する認識の高まりがある。「ネットワーク中立性」の問題はもともと、インターネットへのアクセスにおける資源配分の問題を意味していた。しかし、交換可能な情報量が増加するに伴い、情報の質や価値の問題が徐々に議論されるようになった。FCCが新たに発表した規制ルールに對しても、より多くのコメントが寄せられるようになり、オバマ政権期には、「ネットワーク中立性」に関する認識が広く共有されるようになっていた。いかなるタイミングのもとで、重規制ルールが成立したのかを明らかにするためには、「ネットワーク中立性」の議論の変化に注目することも重要である。

三 「ネットワーク中立性」をめぐる論争

「ネットワーク中立性」は、ICT政策における論点のひとつであり、二〇〇〇年代半ばから米国や欧州諸国において議論されるようになった。インターネットの利用拡大によって、コンテンツ利用における遅延の解消や、セキュリティの必要性が認識されると、ネットワークのトラフィックを差別する可能性について指摘されるようになった。「ネットワーク中立性」の論点は、ネットワークの管理者が、インターネット上に流通するコンテンツやアプリケーションに對して、どの程度コントロールが許されるのかという問題である。¹⁸⁾

「ネットワーク中立性」は、インターネットという通信メディアの公平性に関係する。通信サービスの公平性という概念は、一八六〇年代の電信に對する法規制の中にルーツがあり、その後、電話サービスからICTサービスへと継承されている。インターネットにおける公平性は、ネットワークシステムの分散的な制御において実現される。¹⁹⁾ インターネットは設計上、システム制御の責任は、中枢ではなく末端によって担われている。そのため、ネットワーク

事業者は、交換される通信の内容に関して無関心であることが求められる。

「ネットワーク中立性」の問題に関する議論の始まりは二〇〇三年である。コロンビア大学のティム・ウー (Tim Wu) は、ネットワーク設計の原則として「ネットワーク中立性」を主張した⁽²⁰⁾。「ネットワーク中立性」の支持者は、コンテンツ間の競合性を担保するためには、ネットワーク構造の改善措置が必要であると主張する⁽²¹⁾。しかし、「ネットワーク中立性」の議論においては、ネットワークに対する規制がイノベーションを阻害するとの批判的な意見も存在する⁽²²⁾。そのため、「ネットワーク中立性」の実現のためには、ネットワーク構造への介入を最小限に止めることが求められる。

ティム・ウーの主張は、ネットワークが政府の規制なしに成立可能か否かを問うものである。彼は、アプリケーション間の公平な競争を確保するために、ネットワーク側から特定のアプリケーションに対して、特別の取り扱いを行わないことを求めた。具体的には、米国における「ネットワーク中立性」の実現のため、BIAS (Broadband Internet Access Service) 市場の寡占化を問題視し、ネットワーク事業者に非差別原則を求める規制の導入が望ましいと彼は主張した⁽²³⁾。

ティム・ウーが「ネットワーク中立性」に注目した理由は、第一に、インターネット上の通信トラフィック量の爆発的な増加である。ブロードバンドの普及は、ICT利用者の拡大を招き、ネットワーク容量の不足という問題を引き起こした。「ネットワーク中立性」が問題になった背景には、インターネット資源の分配に関する問題があり、限りある通信資源をどのように割り当てるべきかが論点になった。

しかし、通信トラフィック量の急激な増加のみが、通信の妨害をもたらす訳ではない。問題は、ネットワーク容量

の供給が制限されていることである。BIAS市場は当初、参入障壁の低さから競争の活発化が予想された。しかし、相次ぐ規制緩和によつて、ケーブルテレビ事業者や電気通信事業者といったネットワーク設備を有するインフラ事業者が、BIAS市場において市場支配力を高めていった。⁽²⁴⁾ その結果、隣接市場のコンテンツやアプリケーションに対して、インフラ事業者が影響力を行使する懸念が生じた。

また、インターネットがコミュニケーション・メディアとして重要な地位を占めるようになると、ネットワークの利用制限によつて、コミュニケーションが制約される恐れが指摘された。そのため、ネットワークの混乱制御において、ISPが公共性を担保しているか否かが問題となり、「ネットワーク中立性」の議論において、資源配分の問題のみならず、情報交換における公平性も論点となった。

米国における「ネットワーク中立性」の議論は、FCCがISPに対して非差別原則を求める規制の導入を求める中で行われた。政府レベルの議論では、民主党と共和党の間の対立は解消されず、連邦議会において提出された「ネットワーク中立性」に関する法案はすべて廃案となっている。⁽²⁵⁾ そのため、「ネットワーク中立性」に対する政府の態度を明らかにするためには、ISPに対するFCCの規制ルールに注目する必要がある。

四 重規制ルールの形成過程における三段階

(1) 第一段階——規制ルールの公表

「ネットワーク中立性」に関してFCCが初めて意見表明を行った場面は、二〇〇四年二月八日にコロラド大学で開催されたシンポジウム (The Digital Broadband Migration: Toward a Regulatory Regime for the Internet Age) である。こ

のシンポジウムにおいて、パウエル (Michael Powell) 委員長は、ICT利用者間において守られるべき「インターネットの自由」を提唱し、多様な情報へのアクセス環境の整備によって、さらなるイノベーションの促進を訴えた。⁽²⁶⁾しかしこの声明は、パウエル委員長個人の意見表明にとどまるものであり、FCCがISPに対して法的拘束力をもつものではなかった。

FCCが公式の規制ルールの検討に取り組んだ要因は、ISPによる通信トラフィックのブロック事案の発生である。二〇〇五年二月、大手通信企業のマディソンリバー・コミュニケーションが、ボナージュの通信トラフィックをブロックしていたことが判明した。ボナージュは、インターネット電話サービスを提供する企業であり、この出来事は、ISPがデータ通信を差別的に取り扱った事例として初めて裁判にまで発展した。FCCはこの時、マディソンリバー・コミュニケーションに対して、一万五〇〇〇ドルの支払いと通信のブロック禁止を命じている。⁽²⁷⁾

FCCにおいて、「ネットワーク中立性」規則を公式に発表したのは、二〇〇五年八月五日の「インターネット政策声明」である。「インターネット政策声明」は、通信法二三〇条b項および同七六〇条a項を法的拘束力の根拠規定として掲げている。⁽²⁸⁾この規則は、ブロードバンドの普及やインターネットの開放性、相互接続性の維持や促進のため、BIAS市場における消費者の地位として四つの原則を打ち出している。⁽²⁹⁾規制ルールにおいては、「合理的なネットワーク管理」を実現するため、①自らが選択する合法的コンテンツにアクセスできる権利、②法執行の要請の枠内で自身が選ぶアプリケーションやサービスを利用できる権利、③ネットワークに損害を与えない限り自らが望む合法的端末装置を接続できる権利、④ネットワーク事業者やコンテンツ・アプリケーション事業者の競争を享受できる権利が示されている。

「インターネット政策声明」はあくまでガイドラインにとどまり、消費者に対して法的な権利を付与するものではなかった。しかし、この政策声明はそれ以降のFCCによる規制ルールの指針となる。二〇〇七年一〇月、大手通信企業のコムキャストが、ピアツーピア方式のファイル共有ソフトの「ビットトレント」の通信を制限した疑いが生じた。「ビットトレント」に対しては、著作権のある音楽やソフトウェアの違法行為に使用されていることが指摘されながらも、合法的なコンテンツを広める上での有効性が指摘されていた。そのため、コムキャストによる一方的な制限が、FCCの「ネットワーク中立性」の原則に反しているのではないかとの非難の声が上がっていた。³⁰⁾

二〇〇八年一月になると、FCCは調査に乗り出し、コムキャストが行っているデータ通信の制限を違法とみなした。そして同社に対して、データ通信の制限の中止と、通信トラフィックの取り扱いについて透明性を持たせるよう是正命令を出した。³¹⁾ この時、FCCが下した是正命令の法的根拠は、通信法タイトルI (Title I) 四条i項であり、同条は通信法のもと、任務遂行のための必要な行為の実施をFCCに許可するものである。このFCCの決定は、ISPによる「ネットワーク中立性」の侵害を初めて公式に判断したものであった。

二〇〇八年九月四日、コムキャストは、FCCの是正命令の有効性に関してコロンビア特別巡回控訴裁判所に提訴した。裁判は、BIASに対してFCCが命令を下す法的権限を争うものであった。結果として、二〇一〇年四月六日に下された判決においては、FCCの命令は無効であり、FCCはコムキャストの混雑管理行為を規制する権限を持たないとされた。³²⁾ 判決の理由としては、FCCの補助的管轄権に関して、³³⁾ それに対応する具体的な条項の論証が不十分な点が指摘されていた。この判決によって、FCCは一度、「ネットワーク中立性」の侵害事案に対する権限を大きく失ってしまう。

「インターネット政策声明」は、FCCのISPに対する規制内容を明文化した最初のルールである。この声明は、その後の規制ルールの雛形となり、FCCのISP規制に関する行動を規定するようになる。FCCの次の課題は、ISPに対する規制権限を明確にすることであった。「インターネット政策声明」に続く規制ルールの作成において、FCCは、具体的な法的根拠に基づく規制ルールの提示を試みる。

(2) 第二段階——軽規制ルールの成立

二〇一〇年の判決を受けて、FCCは新たな規制アプローチの検討を行う。当時の委員長であったジェナツチョースキー (Julius Genachowski) は、BIASを通信法タイトルII (Title II) の対象となる「電気通信サービス」に再分類し、規制の運用においてその大部分の適用を差し控えるという「第三の道」を構想した。³⁴

FCCはこれまで、インターネットの接続事業を通信法タイトルIにある「情報サービス (information service)」に分類し、比較的緩やかな対応を試みてきた(第一の道)。通信法タイトルIIの公益事業 (コモンキャリア) である「電気通信サービス (Telecommunication Service)」としてBIASを位置付ける場合、FCCの強い権限が及ぶことになり、電話などと同様の規制対象となる(第二の道)。そこでFCCは、BIASをFCCの権限が及ぶ電気通信サービスの範疇に置きながら、規制は最小限にとどめる「第三の道」を検討した。しかし、BIAS再分類への抵抗が大きく、「第三の道」は一旦見送られることとなる。

FCCは「第三の道」構想に代わって新たな規制ルールを発表する。二〇一〇年二月二二日の「オープン・インターネット命令」の採択である。³⁵ この命令の法的根拠は、通信法七〇六条a項およびb項であった。同条は、「すべ

ての米国人に対して高度な電気通信の機能 (advanced telecommunications capability) を合理的かつタイムリーに提供することを奨励する」ものであり、FCCに対して同条の目的達成のための調査手続きを求めるものである。FCCは、「ネットワーク中立性」の確保がコンテンツ事業者に対する投資の増大やエンドユーザーの利用拡大につながり、さらなるインフラ事業への投資を生み出すことを想定していた。そのため、インターネットのオープン性を保障する「オープン・インターネット命令」が、七〇六条の目標達成において必要不可欠であるとFCCは主張した。

「オープン・インターネット命令」は、「インターネット政策声明」の内容の実現を目的としていた。具体的には、BIASを「情報サービス」として規定し、「消費者の選択、表現の自由、エンドユーザーによるコントロール、競争、及びイノベーションの自由を可能とするオープンプラットフォームとしてのインターネットを保持すること」を目的として掲げている。具体的には、①透明性義務、②遮断禁止義務、③不当な差別禁止義務という三つの基本ルールを挙げている。

同命令の特徴は、BIASを固定系と移動系に分けて規定した点であり、特に、移動系BIASに対して自由裁量の余地を大きく認めている。FCCは移動系BIASのネットワーク管理に伴う複雑性や市場が発展段階にあることを考慮し、透明性及び遮断禁止義務の一部だけを課し、不当な差別禁止義務の対象から除外した。また、同命令は、隣接のコンテンツ市場への配慮から、コンテンツ事業者に対する有償優遇措置を認めていない³⁶。

「オープン・インターネット命令」に対して、ネットコンテンツ事業者は支持を与えたが、コンテンツ配信に優劣をつけたいISPは反対の姿勢を示していた。例えば、ISP事業者のベライゾンは、二〇一一年九月二三日に「オープン・インターネット命令」が官報に掲載された後、同命令の有効性に関してコロンビア特別巡回控訴裁判所

に訴えを起こしている⁽³⁷⁾。ベライゾン は、「オープン・インターネット規則」が FCC に対して与えられた権限を超えており、ISP の権利を侵害していると主張した⁽³⁸⁾。ベライゾンの主張としては、第一に、FCC は規制ルールを定める法的な権限をもっていないことであつた。また、「オープン・インターネット命令」はルールが恣意的であり、ブロードバンド提供者をコモンキャリアとして扱うことによつて、通信法に違反しているとの主張も行った。

判決は二〇一四年一月一四日に下された。裁判所は、通信法七〇六条 a 項および b 項のもと、FCC に対して通信分野の規制に関する一般的な権限が与えられていることを認めた⁽³⁹⁾。しかし裁判所は、BIAS 市場における接続義務と公平義務に関して、ISP のコンテンツ事業者に対する中立的なサービス提供義務を、通信法第二編に定められているコモンキャリア規制と実質的に同じであると主張した。そのため、ふたつの義務に関して、BIAS を情報サービスとして分類した FCC の判断は矛盾していることになることから、裁判所は命令自体の有効性を否定した。

同判決は、ISP 側の主張を認める内容ではあつたものの、FCC にとつて、「ネットワーク中立性」に対する自身の規制権限が法的に認められたことは重要であつた。なぜなら同判決は、FCC が既存の通信法に基づいた形で BIAS 市場に規制権限を及ぼすことが可能であることを意味していたからである。判決文によれば、接続義務と公平義務に関して、一定の交渉の余地が認められる場合、それらはコモンキャリア規制には該当しない。このことは、公平義務を諦めて最低限のアクセスを保証する接続義務のみに絞れば、命令の有効性が認められることを示唆している⁽⁴⁰⁾。

「オープン・インターネット命令」に対する判決が下された後、「ネットワーク中立性」に関する新たな問題が発生する。サービスを提供する速度を改善するために、ISP のネットワーク事業者間で行われる直接接続取引が注

目を集めるようになったのである。⁽⁴¹⁾ 例えば、動画配信サービスを提供しているネットフリックス (Netflix) は、自社が公表しているISPごとの通信速度の一覧において、ベライゾンとコムキャストの通信速度が二〇一三年後半から数ヶ月にわたって急速に落ちていたことを明らかにしていた。⁽⁴²⁾

通信速度の低下という問題に対して、ネットフリックスは二〇一四年二月二三日にコムキャストの通信回線と直接接続することで両社は合意した。また、ネットフリックスは、ベライゾンとも同様の契約を結んでおり、両社との直接接続に対価を支払うことによつて通信速度は回復した。⁽⁴³⁾ しかし、この契約締結がネットフリックスへのインターネット接続の優遇措置に当たるのではないかという声が上がリ、「ネットワーク中立性」の議論がさらに高まる結果となった。

「オープン・インターネット命令」は、「インターネット政策声明」に基づきながら、具体的な政策内容を定めた規制ルールである。同命令自体の規制権限は裁判において否定されたものの、FCCに対して、通信法に基づくISP規制の有効性が法的に認められた。さらに、社会生活におけるICTの利用拡大に伴つて、「ネットワーク中立性」に注目が集まるようになっていく。FCCは重規制ルールの検討に取り組むようになる。

(3) 第三段階——重規制ルールへの転換

「オープン・インターネット命令」に対する判決を受け、FCCは二〇一四年五月に「ネットワーク中立性」に関する規則の改定案を発表し、同案に対するパブリックコメントの募集を開始した。改定案は、「オープン・インターネット命令」の方針を維持し、通信トラフィックの不当な差別や遮断の禁止を求めるものであった。新たに提案され

た内容は、コンテンツ事業者がISPに対して追加料金を支払った場合、優先的なインターネット接続（「ファースト・レーン」(Fast Lane)）を認めるというものであった。⁽⁴⁴⁾

ファースト・レーンを認める改定案に対して、大手コンテンツ事業者は反対の姿勢を示した。Google、フェイスブック、アマゾンなどの一〇〇社以上のインターネット関連企業は、共同でFCCに対して反対意見を記した手紙を提出している。コンテンツ事業者によれば、FCCの追加規定は、優先的なインターネット接続を容認しており、ISPが技術的、経済的にインターネット上の企業を差別化する懸念があるというものであった。⁽⁴⁵⁾ また、改定案に関してFCCが一般の人々に対して広く意見を求めたところ、これまでで最も多い四〇〇万件近いパブリックコメントが集まった。⁽⁴⁶⁾ 「ファースト・レーン」の導入に対しては否定的な意見も多く、FCCは改定案の修正を余儀なくされる。さらに、二〇一四年一月一〇日には、オバマ大統領が声明を発表し、ネットワークの中立性に関するアナウンスメントを行った。⁽⁴⁷⁾ オバマ大統領は、二〇〇七年に行った大統領選挙演説の中で自身を「ネットワーク中立性の確固とした支持者」と呼び、二〇〇八年の大統領選挙の時点から、インターネットにおける中立性の保護を公約に掲げている。二〇一四年八月には「次のGoogleやフェイスブックが現れるためにインターネットはオープンであるべきだ」とも発言しており、「ファースト・レーン」に反対の姿勢を示している。⁽⁴⁸⁾

オバマ大統領は声明の中で、「開かれたインターネットは米国経済に不可欠」として、ブロードバンドサービスを通信法タイトルIIの電気通信サービスに分類し、ISPにおける「ネットワーク中立性」の強化を訴えた。声明は主に四項目に分かれており、①ISPが不当にコンテンツを遮断することの禁止、②ISPが一部のコンテンツの伝達速度を意図的に調整することの禁止、③インターネット接続における透明性の強化、④ISPが有料で優先サービス

を提供することの禁止を求めるものであった。

こうした動きを受けて、民主党のウィーラー (Tom Wheeler) 委員長は二〇一五年二月四日に新ルールである「タイトルII命令」を発表し、同命令は二六日にFCC委員による投票決議において三対二で採択された。民主党のクライバーン (Mignon Clyburn) 委員とローゼンワーセル (Jessica Rosenworcel) 委員は、「インターネット経済は世界の羨望を集め、今まさにアプリ経済が始まろうとしている。新しい規則はFCCの重大な試みだ」と語っている。加えて、ウィーラー委員長は「インターネットはISPが支配するには大きすぎる分野である」と述べた⁽⁴⁹⁾。しかし、共和党のパイ (Ajit Pai) 委員とオライリー (Michael O'Reilly) 委員は非難する姿勢を示し、「新しい規則案は問題解決には結びつかず越権行為である」とも主張している。

「タイトルII命令」は、情報サービスに分類されてきたBIASを電気通信サービスに再分類し、BIASを通信法タイトルIIに定めるコモンキャリア規制の対象とした。その上で、BIASに対して適用する条文を最小限に止める方針を採っている⁽⁵⁰⁾。再分類の根拠は、ISPがICTユーザーに対して果たすべき機能の変化にある。多くのユーザーが、第三者の提供するコンテンツやアプリケーションを利用する頻度が増えた情報環境下において、ISPは、ユーザーとコンテンツプロバイダの間の円滑な接続環境を構築しなければならない。ただし、FCCはBIASを他の公共インフラからは区別しており、ISPに対しては価格と設備導入に関する決定の自由が与えられている。ネットワークの管理上の合理的な理由がある場合、ISPは通信にある程度の影響を与えることが許容されている⁽⁵¹⁾。「タイトルII命令」はこれまでの方針とは異なり、重規制アプローチを採用したため、ISPからの反発は大きかった。例えば、業界団体テレコムは、命令の有効性に対する訴えを起している。二〇一六年六月一四日に下され

た判決は、「タイトルⅡ命令」の有効性を認めた⁽⁵²⁾。しかし、大手ISPはその後も「タイトルⅡ命令」に対して反対の姿勢をとり、議会に対して軽規制アプローチに基づく立法措置の導入を訴え続けた。

また、「タイトルⅡ命令」は、政権交代によってFCCの委員構成が変更された場合、「タイトルⅡ命令」が早期に覆される可能性が危惧されていた⁽⁵³⁾。共和党は、「タイトルⅡ命令」に対しては否定的な姿勢をとり続けており、オバマ政権の「ネットワーク中立性」の規制ルールを無効とするための訴えを起している。実際、トランプ (Donald Trump) 政権が誕生すると、新たな規制ルールが発表されることとなった。

二〇一七年二月一四日に採択された「インターネット・フリーダム命令 (Internet Freedom Order)」において、BIASは「情報サービス」に再分類され、ISPに対する命令は開示義務のレベルにまで限定されている⁽⁵⁴⁾。新たにFCC委員長を務めることになったパイは、デジタル・ディバイド解消のため、BIAS事業者に悪影響を与える規制の緩和を強く訴えた。新たな規制ルールに基づく場合、「ネットワーク中立性」は、市場競争と連邦取引委員会の規律によって維持されることとなる。

しかし、「タイトルⅡ命令」の有効性が完全に否定されたわけではない。例えば、州政府は、独自のネットワーク中立性規則を導入することによってFCCに対抗しようとしている。カリフォルニア州では、二〇一八年八月三十一日に「ネットワーク中立性」の保護を強く推し進める法案を可決している⁽⁵⁵⁾。また、同年八月二〇日には、二二の州とコロンビア特別区が連邦控訴裁判所に対して、FCCの動きを阻止するための申立書を提出した⁽⁵⁶⁾。二〇一九年一〇月一日の連邦裁判所の判決は、「インターネット・フリーダム命令」を支持するものであったが、FCCに対しては、州や地方の政府によって採択された独自のルールを妨げることはできないとしている⁽⁵⁷⁾。さらに、バイデン (Joe Biden)

政権においては、ネットワーク中立性を強化する傾向がみられることが指摘されている。⁽⁵⁸⁾

また、「タイトルⅡ命令」が成立した背景には、「ネットワーク中立性」が守られるべき価値のひとつとして認識されるようになった社会的状況が存在する。FCCは当初、コンテンツ事業者間において公正な交渉を可能にするために、BIAS事業者のネットワークを効率的に利用できる環境を構築する必要があった。規制ルールの目的は、BIAS市場の発展を妨げない形で既存の規制を可能な限り適用し、市場へ積極的な介入を最小限に止めることにあった。しかし、ネットワーク容量が大幅に拡大すると、物理的基盤をもつISPの恣意性によって、伝達される内容がコントロールされる可能性が危惧されるようになった。ユーザー側のリテラシーが高まった状態において、BIAS事業者が「ネットワーク中立性」に反する行動をとった場合、世論からの反発は大きくなることが予想される。共和党政権下において、「タイトルⅡ命令」のような重規制ルールの成立は困難である。しかし、「タイトルⅡ命令」の法的根拠が認められたことと、「ネットワーク中立性」に基づくICTインフラ事業者への認識が拡大したことは、「タイトルⅡ命令」の法的有効性に寄与していることが考えられる。オバマ政権下における重規制ルールの成立は、FCCの命令に対する判決と社会状況の変化を考慮しながら、オバマ大統領と民主党の意向を政策に結びつけたものである。

五 イノベーションと「中立性」

本稿は、歴史的制度論に基づきながら、FCCのISPに対する規制ルールの形成過程を三段階に分けて分析を行った。重規制ルールの内容は、「中立的な」情報環境を構築するためにISPに対する一定の規制を求めるものと

なっており、オバマ政権のICTインフラ政策に関する姿勢と重なるものである。しかし、重規制ルールの成立自体に注目すると、それは、FCCの法的な規制権限が明確になったことと、「ネットワーク中立性」への認識が高まりをみせたタイミングを踏まえたものであることが明らかになる。

FCCは当初、ICTのイノベーションを考慮し、ISPに対する積極的な規制を避ける軽規制アプローチを採っていた。しかし、二〇一四年のベライゾン判決において、FCCのISPに対する規制権限が認められると、FCCは重規制ルールの作成に取り組むことになる。二〇一五年に発表された「タイトルII命令」は、BIASを公共インフラとして再分類することによって、ISPに対する積極的な規制を行うものであった。この規制ルールは、「ネットワーク中立性」の侵害事案に対してFCCが個別判断を行う内容となっており、二〇一六年の判決では規制ルールにおけるFCCの法的根拠が認められている。

重規制ルールの成立においては、第一に、二〇一四年のベライゾン判決によって、FCCのISPに対する規制権限の法的根拠を認められたことがひとつの契機となっている。FCCの規制権限が認められながらも、規制ルールの内容における不備が指摘されたために、FCCは重規制ルールの作成に取り組むこととなる。さらに、二〇一四年のオバマ大統領の「ネットワーク中立性」に関するアナウンスメントは、米国民の「ネットワーク中立性」に関する認識が高まりを見せた中で行われた。コンテンツ事業者とISP間の直接取引は、「ネットワーク中立性」の問題が注目を集める契機となり、「オープン・インターネット命令」の改訂版や「タイトルII命令」が発表されると、多くのパブリックコメントが集まった。「タイトルII命令」の採択は、ISPによるインフラ管理がコンテンツに影響を与えることが危惧されたタイミングを踏まえたものである。

しかし、本稿には課題も存在する。第一には、重規制ルールの有効性に関する点である。歴史的制度論では、制度の経路依存性が論点のひとつであるが、本稿ではその点に関する記述が不十分である。トランプ政権において採択された「インターネット・フリーダム命令」は、「タイトルⅡ命令」を否定しており、ISPに対する規制を最小限に留めている。もちろん、ICTインフラ事業者に対するリテラシーの高まりなどを考慮すると、ルールの変更自体が直接的に重規制ルールの法的有効性を阻害するとは限らない。しかし、本稿は、重規制ルールの成立までを分析対象としていることから、その法的有効性を示すまでには至っていない。

また、ICTインフラ政策に関する新たな論点が生じる可能性もある。具体的には、規制対象となるBIAS事業者が変化する可能性であり、特に、コンテンツ事業者主導のBIAS事業者が表れる点が指摘されている⁵⁹。オバマ政権における「ネットワーク中立性」の議論は、ISPの意図的なネットワーク管理を問題視したものであった。しかし、コンテンツ事業者が自身でネットワークを保有する場合、FCCは新たな対応を求められることとなる。オバマ政権におけるFCCの重規制アプローチの成立は、ISP規制によって「ネットワーク中立性」を実現するためのひとつの成果であった。今後のICTインフラ政策の分析においては、BIAS市場の変化を考慮した上で、新たな「中立性」概念や具体的な政策内容の検討が求められる。

(1) 本稿における「重規制ルール」は、ICT利用者間の自由な情報交換を実現するために、インフラ事業者（ISP）に対して積極的な規制を行うものを意味し、「軽規制ルール」は、ICT市場の発展を阻害しないために、ISPに対する規制を最小限にとどめるものを意味する。

- (2) 「政策影響レポート：科学、技術、イノベーションにおけるオバマ大統領のリーダーシップ事例100 (IMPACT REPORT: 100 Examples of President Obama's Leadership in Science, Technology, and Innovation)」を参照 <https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2016/06/21/impact-report-100-examples-president-obamas-leadership-science> (二〇一〇年一月二三日閲覧)。
- (3) 具体的なブロードバンドインフラ政策としては、インフラ構築を支援する「ブロードバンド技術機会プログラム (Broadband Technology Opportunities Program)」の立ち上げや、「コネクトアメリカ基金 (Connect America Fund: CAF)」の設置、ワイヤレスインフラ政策がある <https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2016/07/15/fact-sheet-administration-announces-advanced-wireless-research> (二〇一〇年一月二三日閲覧)。
- (4) 小向太郎「米国連邦通信委員会のプライバシー政策」『情報法制研究』一卷、二〇一七年、三六―四四頁。
- (5) 佐々木勉「欧米におけるネット中立性の政策」『情報通信学会誌』三四卷二号、二〇一六年、一四〇―一五〇頁。実績寿也「ネット中立性規制 Ver.4へ：ネットワーク中立性3.0の世界」『情報法制研究』三三卷一号、二〇一八年、二九―四三頁。実績寿也「オープンインターネット命令に係る控訴審判決の影響」『情報通信学会誌』三三卷一号、二〇一四年、一一―二二頁。実績寿也『ネットワーク中立性の経済学：通信品質をめぐる分析』勁草書房、二〇一三年。松宮広和「近時のアメリカ合衆国における情報サービス規制をめぐる議論について再論」『群馬大学社会情報学部研究論集』一八卷、二〇一一年、九七―一二九頁。東條吉純「米国連邦通信委員会によるネットワーク中立性規則：差別行為の規範的分類の試み」『立教法学』八五号、二〇一二年、五〇―八四六頁。田中絵麻「ネットワーク中立性規制の現代的課題：米国とEUの現状をふまえて」『情報通信政策研究』四卷二号、二〇二〇年、五五―七三頁。田中絵麻「米国における通信法の適用範囲を巡る議論と政権交代による影響の考察：モバイル・データ・プランにおける価格差別の視点から」『情報法制研究』二二号、二〇一七年、一五―二八頁。
- (6) 米国のICTに関する政策過程の先行研究としては以下を参照、清原聖子「インターネット時代の米国におけるユニバーサル・サービスの政策過程：政策類型と教育・図書館団体の政治化を中心に」『年報政治学』五六卷一号、二〇〇五年、二五―二七二頁。

- (7) 秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉『公共政策学の基礎(新版)』有斐閣、二〇一五年、一七二頁。
- (8) B・ガイ・ピーターズ『新制度論』土屋光芳訳、芦書房、二〇〇七年、一二二頁。
- (9) 真淵勝「アメリカ政治学における『制度論』の復活」『思想』七六一巻、一九八七年、一二六一―一五四頁。
- (10) 秋吉貴雄「時間の中の会計検査制度・異質な制度進化の歴史分析」『法学新報』一二三巻、二〇一六年、六一―七頁。
- (11) 同上、五一―五六頁。
- (12) 同上、九二―九九頁。
- (13) 河野勝「新しい比較政治学への序奏」河野勝・岩崎正洋編『アクセス比較政治学』日本経済評論社、二〇〇二年、一一九頁。
- (14) 古地順一郎「ピアソンの歴史的制度論」岩崎正洋編『政治過程の理論分析』三和書籍、二〇一二年、一二七頁。
- (15) ピーターズ、前掲書、一一七頁。
- (16) Sarah Morris, “The Next President’s Tech Legacy Has a Head Start,” August 25, 2016, <https://www.newamerica.org/weekly/edition-132/next-presidents-tech-legacy-has-head-start/> (二〇一〇年十一月二三日閲覧)。
- (17) オバマ大統領は演説の中で「我々は科学を本来あるべきところに戻す」と宣言している。 <https://obamawhitehouse.archives.gov/blog/2009/01/21/president-barack-obamas-inaugural-address> (二〇一〇年十一月二三日閲覧)。
- (18) 実績寿也「ネットワーク中立性「問題」とは何か?」二〇〇八年、 <https://rp.kddi-research.jp/article/RA2008033> (二〇一〇年十一月二五日閲覧)。
- (19) 土屋大洋「サイバースペースのガバナンス」日本国際問題研究所編『グローバル・コモンズ(サイバー空間、宇宙、北極海)における日米同盟の新しい課題』二〇一〇年、二七―四一頁。
- (20) Tim Wu, Tim (2003) “Network Neutrality, Broadband Discrimination,” *Journal of Telecommunications and High Technology Law*, Vol. 2 (June 2003), pp. 141-179.
- (21) *Ibid.*, pp. 147-149.

- (22) *Ibid.*, p. 149.
- (23) *Ibid.*, pp. 165-172.
- (24) 米国におけるISPはネットワーク保有者と区別される。Eli M. Noam, *Media Concentration and Ownership in America*, (New York: Oxford University Press, 2008); Federal Communications Commission [以下FCCと略記], “Local Telephone Competition Status as of December 31, 2006,” http://hraunfoss.fcc.gov/edocs_public/attachmatch/DOC-279231A1.pdf (二〇一〇年十一月二十五日閲覧)；Federal Communications Commission, “High-Speed Services for Internet Access: Status as of June 30, 2007,” http://hraunfoss.fcc.gov/edocs_public/attachmatch/DOC-280906A1.pdf (二〇一〇年十一月二十五日閲覧)。
- (25) 土屋大洋「ネットワークの中立性と政策のシミュレーション——日米間における議論の比較」慶應義塾大学法学部内法学研究会編『法学研究』八三卷三号、二〇一〇年、二二八—二二九頁。
- (26) Michael K Powell, “Preserving Internet Freedom: Guiding Principles for the Industry,” http://hraunfoss.fcc.gov/edocs_public/attachmatch/DOC-243556A1.pdf (二〇一〇年十一月十三日閲覧)。
- (27) FCC, “Madison River Communications, LLC and affiliated companies,” 20 FCC Rcd 4295 (6), March 3, 2005, <https://docs.fcc.gov/public/attachments/DA-05-543A2.pdf> (二〇一〇年十一月二十日)。
- (28) FCC, “Appropriate Framework for Broadband Access to the Internet over Wireline Facilities,” 20 FCC Rcd 14986, August 23, 2005, <https://docs.fcc.gov/public/attachments/FCC-05-151A1.pdf> (二〇一〇年十一月二十七日閲覧)。
- (29) *Ibid.*, p. 3.
- (30) Peter Svrensson “Comcast Blocks Some Internet Traffic,” October 19, 2007, <http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2007/10/19/AR2007101900842.html> (二〇一八年一〇月二十九日閲覧)。
- (31) FCC, “Formal Complaint of Free Press and Public Knowledge: Broadband Industry Practices,” 23 FCC Rcd 13028 (15), August 20, 2008, <https://docs.fcc.gov/public/attachments/FCC-08183A1.pdf> (二〇一〇年十一月十七日閲覧)。
- (32) Comcast Corp. v. FCC, 600 F.3d 642 (D.C. Cir. 2010).

- (33) 補助的管轄権 (ancillary jurisdiction) とは、法的根拠が明確ではないものの、関連する既存の法的根拠に基づいて行使される権限を意味する。本稿においては、一九三四年通信法タイトルIに基づきながら、FCCがISPに対して用いた規制権限を指す。
- (34) FCC, “Framework for Broadband Internet Access,” 25 FCC Rcd 7866 (9), 75 FR 36071, June 17, 2010, <https://docs.fcc.gov/public/attachments/FCC-10-114A1.pdf> (二〇一〇年十一月二十七日閲覧)。
- (35) FCC, “Preserving the Open Internet: Final Rule,” 25 FCC Rcd 17905 (21), 76 FR 60754, 76 FR 59192, December 23, 2010, <https://docs.fcc.gov/public/attachments/FCC-10-201A1.pdf> (二〇一〇年十一月二十七日閲覧)。
- (36) 有償優遇措置 (paid prioritization) とは、追加料金によって、ISPが特定のウェブサイトの通信速度を高速化する特別措置を意味する。
- (37) メトロPCS (Metro PCS) 社もベライゾン社と同様の訴えを行い、一旦は併合審理の決定がなされた。しかし、二〇一三年三月にメトロPCS社は訴訟を取り下げたため、ベライゾン社の単独訴訟となった。
- (38) Verizon v. FCC, 740 F.3d 623 (D.C. Cir. 2014).
- (39) 本判決の内容は、「オープン・インターネット命令」が、FCCの権限の枠内か否かという点のみを検討したことを前置きとしている。
- (40) 実績寿也、前掲論文、二〇一四年、一―二二頁。
- (41) 八山幸司「米国におけるインターネットの中立性に関する取り組みの現状」、二〇一五年、https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/fdbd7b991a263a7/201504IT.pdf (二〇一〇年十一月二十三日閲覧)。
- (42) Jon Brodtkin “Netflix Performance on Verizon and Comcast Has Been Dropping for Months,” February 11, 2014, <https://arstechnica.com/information-technology/2014/02/netflix-performance-on-verizon-and-comcast-has-been-dropping-for-months/> (二〇一〇年十一月二十五日閲覧)。
- (43) Edward Wyatt and Noam Cohen, “Comcast and Netflix Reach Deal on Service,” February 23, 2014, <https://www.nytimes.com>

- com/2014/02/24/business/mediar/comcast-and-netflix-reach-a-streaming-agreement.html?_r=021 (二〇一〇年十一月二十五日閲覧)。
- (44) FCCの提案は「固定事業者に対する公平義務を「ビジネスとして非合理的行為の禁止」とする」を提案するものであった。FCC, “Protecting and Promoting the Open Internet NPRM,” 29 FCC Red 5561 (7), 79 FR 37447, May 15, 2014, <https://docs.fcc.gov/public/attachments/FCC-14-61A1.pdf> (二〇一〇年十一月十七日閲覧)。
- (45) Edward Wyatt, “F.C.C. Backs Opening Net Neutrality Rules for Debate,” May 15, 2014, <http://www.nytimes.com/2014/05/16/technology/fcc-road-map-to-net-neutrality.html> (二〇一〇年十一月十五日閲覧)。
- (46) Nancy Scola, “Dirty data: Why the ‘4 million public comments’ on net neutrality might not be what they seem,” December 19, 2014, <https://www.washingtonpost.com/news/the-switch/wp/2014/12/18/dirty-data-why-the-4-million-public-comments-on-net-neutrality-might-not-be-what-they-seem/> (二〇一〇年十一月十五日閲覧)。
- (47) オバマ大統領のネットワーク中立性に関するロスマンレポートの題名は「net neutrality (二〇一〇年十一月二十五日閲覧)」。
- (48) Amy Schatz, “President Obama Isn’t Down with the FCC’s Net Neutrality Proposal Either,” August 6, 2014, <http://recode.net/2014/08/06/president-obama-isnt-down-with-the-fccs-net-neutrality-proposal-either/> (二〇一〇年十一月十五日閲覧)。
- (49) Alex Wilhelm and Sarah buhr, “FCC Passed Strict Net Neutrality Regulations On 3-2 Vote,” February 27, 2015, <http://techrunch.com/2015/02/26/FCC-passes-strict-net-neutrality-regulations-on-3-2-vote/#.ysrzkw:g4n6> (二〇一〇年十一月十五日閲覧)。
- (50) FCC, “FCC Releases Open Internet Report and Order on Remand, Declaratory Ruling, and Order,” 30 FCC Red 5601 (7), 80 FR 19737, 81 FR 93638, March 12, 2015, <https://docs.fcc.gov/public/attachments/FCC-15-24A1.pdf> (二〇一〇年十一月十七日閲覧)。

- (51) *Ibid.*, p. 100.
- (52) United States Telecom Association. v. FCC, No. 15-1063 (D.C. Cir. 2016).
- (53) 実績、二〇一八年、前掲論文、八頁。
- (54) FCC, “Declaratory Ruling, Report and Order, and Order, In the Matter of Restoring Internet Freedom,” 33 FCC Red 311 (1), January 4, 2018, <https://docs.fcc.gov/public/attach.ents/FCC-17-166A1.pdf> (二〇二〇年十一月二七日閲覧)。
- (55) Cecilia Kang, “California Lawmakers pass Nation’s Toughest Net Neutrality Law,” August 31, 2018, <https://www.nytimes.com/2018/08/31/technology/california-net-neutrality-bill.html> (二〇二〇年十一月二五日閲覧)。
- (56) Emily Tillet, “22 States and D.C. Urge Court to Vacate and Reverse FCC Rollback of Net Neutrality,” August 21, 2018, <https://www.cbsnews.com/news/22-states-and-d-c-urge-court-to-vacate-and-reverse-fcc-rollback-of-net-neutrality/> (二〇二〇年十一月二五日閲覧)。
- (57) Mozilla Corporation. v. FCC, No. 18-1051 (D. C. Cir. 2019).
- (58) <https://www.washingtonpost.com/technology/2021/01/27/net-neutrality-biden-fcc/> (二〇二一年一月四日閲覧)；田中二〇二〇年、前掲論文、六六頁。
- (59) 実績、二〇一八年、前掲論文、一四一―一五頁。